平成２９年度第６回北九州市障害者施策推進協議会

（会議要旨）

日　　時	平成３０年１月３０日（火）１８：３０～１９：４５
場　　所	総合保健福祉センター（アシスト２１）　６階　６１会議室
出席委員（１５名）	◆北九州市障害者施策推進協議会委員 伊野委員、榎委員、小鉢委員、白川委員、中村（恵美子）委員、 中村（貴志）委員、長森委員、芳賀委員、橋本委員、久森委員、 松尾（圭介）委員、松尾（まゆみ）委員、民田委員、森委員、 山田委員
欠席委員（４名）	今村委員、髙橋委員、田中委員、本城委員
事　務　局及び関係課	【保健福祉局】 障害福祉部長、精神保健福祉担当部長、障害福祉企画課長、 障害者支援課長、発達障害担当課長 地域リハビリテーション推進課長　ほか
次　　第	１　開会 ２　議題 「北九州市障害者支計画（平成３０年度～３４年度)」【素案】に対する市民意見提出手続の実施結果及び「計画」【最終案】について ３　報告 （１)「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の制定について （２）障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について ４　閉会

会　議　経　過	
発言者	**発　言　要　旨**
事務局	ただ今から、平成２９年度第６回北九州市障害者施策推進協議会を開催する。 配布資料確認 会議成立の確認 本日の会議出席者は名簿のとおりであり、４名の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第６条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は１９名の委員の内１５名の委員の皆様に既にご出席いただいているため、本会議は成立していることを、まず、ご報告させていただく。 それでは、この後の会議の進行は会長にお願いする。
会長	議事に沿って進めてまいるので、皆様にはご協力をお願いする。 議題「北九州市障害者支援計画（平成３０年度～３４年度)」【素案】に対する市民意見提出手続の実施結果及び「計画」【最終案】について 事務局から説明をお願いする。
企画調整係長	資料１「(次期) 北九州市障害者支援計画【素案】」に対する市民意見提出手続の実施結果について及び資料２(次期)北九州市障害者支援計画【最終案】について説明。
会長	この実施結果を受けたものが、この計画最終案である。 これまでの取り組みを含め、ご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）
会長	では、次第に沿って進めてまいる。 続いて、報告（１）「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の制定について、事務局から説明をお願いする。
差別解消法担当係長	資料３「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の制定について説明。
委員	資料３の２ページに「出前講演の実施（随時)」とある。 以前、協議会において発言したことがあると思うが、私たちも穴生学舎等で毎年、出前講演を実施している。最初はどんな反応があるかと思い、緊張したが、結果的に自信につながり、良い勉強にもなった。 出前講演の実施により、市民や事業者に対する条例の周知啓発の取り組みを推進していくとあり、非常に嬉しく思う。今後、様々な場所で出前講演が実施されることを期待している。

会長	事務局には、ぜひよろしくお願いしたい。 その他にご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）
会長	障害者差別解消相談コーナーの運営状況についておたずねする。 相談員１名を置く、現在の体制で対応できているのか。
障害福祉企画課長	平成２８年度は相談員を２名置いて対応し、相談件数は１３７件であった。２日に１件程度の件数だが、解決に要する時間は様々であり、相手方との調整活動が必要な案件については、解決までに何日も要する場合がある。１３７件のうち、２３件が調整活動を要し、１１４件が傾聴や適切な窓口の紹介により、短時間で解決に至った。 そうした状況を踏まえ、平成２９年度からは１名の相談員で対応しているが、当該相談員は複数の資格（社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士）を有しており、十分に対応できていると考えている。
会長	その他にご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）
会長	続いて、報告（２）障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について、事務局から説明をお願いする。
障害者支援課長	資料４「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（概要）について説明。
委員	資料４の５ページ「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」についておたずねする。今後は、一定の高齢障害者について、介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みを設けるとあるが、これはいったん利用者負担（１割）分を支払い、後日払い戻しを受けるということか。
障害者支援課長	現在、国から示されている情報から推測すると、自己負担分の金額を医療機関等で支払い、後日、償還する流れになると考えている。健康保険における高額療養費制度の償還払いをイメージしていただければよいかと思う。
委員	４ページに「重度訪問介護の訪問先の拡大」とあるが、訪問先での支援内容は、北九州市で実施している、入院時コミュニケーション支援事業のようなイメージでよいか確認をお願いしたい。

障害者支援課長	現行の制度よりも少し先をいけるのではないかと思う。重度障害者医療訪問介護事業所のヘルパーが、自宅だけでなく、医療機関にも訪問できるようになる。医療従事者等に利用者の気持ちや状況を的確に伝達し、適切な支援につなげるものであり、単なる意思疎通支援だけではないものと期待しているが、現時点で詳細は明らかでない。
会長	その他にご意見等はないか。
委員	この制度改正について、実際に事業者や利用者にはどのようなかたちで伝達されるのか、参考までに教えていただきたい。
障害者支援課長	あわせて報酬改定等の制度改正も行われることから、２月または３月中に事業所の担当者を集め、説明会を開催したいと考えている。
会長	利用者にはどのように周知がなされるのか。
障害者支援課長	まず、私どもから事業所に対して周知し、事業所から利用者に案内するという流れを想定している。 今後、国から詳細が示され次第、情報提供してまいる。
会長	その他にご意見等はないか。
委員	新たに創設される自立生活援助と就労定着支援のサービスについておたずねする。いずれもサービスを受ける期間について、「一定の期間にわたり」と限定的な表現がなされているが、「一定の期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。あわせて、その期間の終了後は、障害のある方の支援をどのようにつないでいくのか、今後の見通しについて教えていただきたい。
障害者支援課長	まず、自立生活援助のサービス利用期間は１年間として国から示されている。ただ、利用期間終了後は、必要に応じて市町村の審査会において個別審査を行い、適当と認められた場合には更新も可能とされている。 また、就労定着支援のサービス利用期間については、３年間を想定しており、１年毎に支給決定期間を更新することになっている。こちらについては、必要に応じて更新、延長することについて、現時点で国から説明がなされていないところではあるが、３年間で進めていくことになろうかと思う。
会長	その他にご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）
会長	最後に全体を通して、ご意見等はないか。

各委員	（意見等なし）
会長	特になければ、本日の議事はこれで終了としたい。 本年度は、障害者支援計画の策定や障害者差別解消条例の制定にあたり、委員の皆様にはたいへん熱心なご議論をいただき、改めて御礼を申し上げるとともに、事務局における、丁寧かつ懸命な取り組みに対し、感謝を申し上げる。 それでは進行を事務局にお返しする。
障害福祉部長	本日は、たいへんお忙しい中、また寒さが厳しい中、ご出席を賜り、感謝申し上げる。 さて、「(次期）北九州市障害者支援計画」パブリックコメントの実施結果についてご報告させていただいたが、本計画は、昨年２月からの「(次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会」での検討にあわせて、当協議会においても、ご審議いただいた。皆様には、熱心なご議論と共に多くの貴重なご意見やご提案を賜り、改めて、心より御礼申し上げる。 本計画は、２月の市議会定例会を経て、４月からいよいよスタートする。当然のことではあるが、計画を策定して終わり、ということではなく、適切に進捗管理を行いながら、着実に実施していくことが非常に重要であると考えている。 また、４月１日からは、障害者総合支援法等の改正に伴う新しいサービスの開始や障害福祉サービス等の報酬改定、障害のある方の法定雇用率の引き上げも予定されている。これらの全国的な動きに加え、本市においては、障害者差別解消条例が全面施行となる。その他にも、本年秋の総合療育センターのリニューアルオープンに向けて、建て替え工事に取り組んでいるところである。 平成３０年度は、国だけでなく、本市にとっても、障害福祉における大きな節目の年となることから、引き続き、皆様のお力添えをいただきながら、究極の目標である共生社会の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えている。 皆様の変わらぬ、ご支援、ご協力をお願い申し上げて、御礼の挨拶とさせていただく。
事務局	会長及び委員の皆様には、本日のご審議に感謝申し上げる。 以上で本日の会議を閉会する。